

伊丹市障がい者（児）位置情報通知サービス事業助成金  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がいのある者（以下「障がい者（児）」という。）が行方不明になった場合に現在地を速やかに通知する、伊丹市安全・安心見守りネットワーク事業まちなかミマモルメ（以下「まちなかミマモルメ」という。）の運用に伴い、その利用にかかる費用の一部について助成金を交付することにより、障がい者（児）の家族等が安心して暮らすことができる環境の整備を目的とする。

（助成対象事業）

第2条 助成対象となる事業は、「まちなかミマモルメ」とする。

（助成金の対象範囲）

第3条 前条の事業の利用に伴う、株式会社ミマモルメ（以下「運営事業者」という。）が運営する「まちなかミマモルメ」の初期登録料及び月額利用料とする。

2 初期登録料については、運営事業者の取り決めによる金額を上限とし、月額利用料については市と運営事業者の取り決めによる金額を上限とする。

（助成対象者等）

第4条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業所（以下「相談支援事業所」という。）が行方不明になるおそれがあると認めたとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者

- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者であって，兵庫県療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた18歳以上の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた18歳以上の者
- (4) 児童福祉法第4条に規定する児童（以下「児童」という。）のうち，身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童，兵庫県から療育手帳の交付を受けた児童又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童
- (5) 児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所支援の給付決定を受けた者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 助成金の交付申請をすることができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前項第1号，第2号又は第3号に規定する障がい者本人
- (2) 前項第1号，第2号又は第3号に規定する障がい者の保護者で当該障がい者を主に介護している二親等以内の者又は成年後見人
- (3) 前項第4号又は第5号に規定する児童の保護者で，当該児童を監護し，生計を同一または維持している者又は未成年後見人（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 相談支援事業所の意見が付された，伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付意見書（様式第2号）
- (2) 第4条第1項第1号，第2号，第3号又は第4号に規定する

手帳若しくは第5号の給付決定を受けた者に発行される受給者証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 過去にこの制度によって交付決定を受けた障がい者（児）の再申請は不可とする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定において助成を認めることとしたときは、伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付決定者通知書（様式第4号）により運営事業者に対し通知するものとする。

（助成金の交付先）

第7条 当該助成金の交付については、次の各号に規定する方法によるものとする。

(1) 前条第2項により、運営事業者に対して伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付決定者通知書（様式第4号）の通知を受けた者については、申請者が運営事業者に対して支払う第3条に規定された費用について、市長が運営事業者に対して支払いを行うことにより、申請者に対して助成金を交付したものとみなす。

(2) 前条第1項の通知を受けた者が、運営事業者に対し、既に要綱第3条に規定する費用を支払っている場合については、市長は申請者に対して直接助成金を交付する。

（助成金の請求）

第8条 運営事業者は、第6条第2項による通知があったときは、市長に対し、請求書の提出を行うものとする。

2 前条第1項第2号に該当する場合は、申請者は、市長に対し、

伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金請求書（様式第5号）及び支払額を証する領収書等の提出を行うものとする。

3 市長は、前2項の請求書の提出があったときは、当該請求のあった日から1箇月以内に支払わなければならない。

4 第2項に基づく請求書（様式第5号）の提出は、第3条に規定する費用を運営事業者に支払った日から2年以内とする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、第6条の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき

(2) 第三者に譲渡又は不正に使用したとき

(3) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、伊丹市障がい者（児）まちなかミマモルメ助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により、第6条の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行し，平成28年3月1日以後に行われた対象事業について適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成30年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にまちなかミマモルメ事業の実施に関し，市長に対してなされた申請は，施行日以後においては，この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。